

改正

令和元年7月1日告示第232号
令和2年4月1日告示第137号
令和5年4月1日告示第160号
令和7年4月1日告示第192号
令和8年4月1日告示第114号

長浜市産材利用促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長浜市産材の活用を推進することにより、本市の森林資源の活用を図るとともに、森林の有する多面的機能を高度に発揮させることを目的として、長浜市産材を使用した住宅等の新築、改築及び増築（以下「新築等」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号）及び長浜市市税等の滞納者に対する補助金交付等の制限に関する規則（平成26年長浜市規則第17号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 長浜市産材 びわこ材証明制度等により、市内で伐採されたことが証明された原木及びその原木を使用した製材品をいう。
- (2) 住宅等 住宅、店舗その他の建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号の建築物をいう。以下同じ。）のうち、公用又は公共の用に供するものを除くものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 事業の完了時点において本市に住所を有する個人又は本市に主たる事務所の所在地を有する法人で、次のいずれかの住宅等について新築等を行うもの
 - ア 自ら居住するための住宅
 - イ 従業員の数が20人以下（商業又はサービス業を主たる事業として営む者については5人以下）の事業者の住宅等（住宅を除く。）
- (2) 自らの所有に属さない土地において補助対象事業を実施する場合にあっては、当該土地に係る所有者の承諾を得ている者
- (3) この要綱による補助金の交付申請時において、納期限が到来している市税及び国民健康保険料（税）について未納がない者
- (4) 補助対象事業により設置された効果に関する普及啓発に協力できる者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

(補助対象事業等)

第4条 補助対象事業、補助対象経費、補助金額は、次のとおりとする。

補助対象事業	補助対象経費	補助金額	備考
--------	--------	------	----

<p>長浜市産材を2立方メートル以上使用した新築等で、長浜市産材を当該補助金の交付決定に係る会計年度内に建築物に組み込むことができるもの。</p>	<p>建築工事費のうち木工事、内装工事及び外装工事に要する経費</p>	<p>別表のとおり</p>	<p>補助金の交付は、同一会計年度において、1人につき1回限りとし、かつ、一の住宅等につき1回限りとする。</p>
---	-------------------------------------	---------------	---

2 交付する補助金の額は、長浜市産材に対して本市の他の補助金等の交付を受ける場合は、前項の規定により算出した補助金の額から当該補助金等の額を控除した額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、建築基準法その他の法令に違反する住宅等及び公共工事の施工に伴う補償の対象となる住宅等は、補助金の対象としない。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、事業の着手前に、長浜市産材利用促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 建築基準法第6条第1項の規定により発行された建築確認済証の写し又は建築確認申請が必要でない住宅等にあつては、同法第15条第1項の規定による建築物を建築しようとする旨の届出の写し

(2) 前号の申請又は届出に使用した図面（配置図及び木材の位置を明示した各階の平面図）の写し

(3) 建築請負契約書の写し

(4) 長浜市産材使用内訳書（様式第2号）

(使用状況確認)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、市産材を住宅等に組み込んだ時点で、次に掲げる事項について市長から確認を受けるものとする。

(1) 長浜市産材が組み込まれている状況

(2) 前号の使用木材が長浜市産材であることを証明する書類（びわこ材証明書、納品伝票等）

(交付決定)

第7条 市長は、前条の確認をした結果、補助金を交付すべきものと認めた場合は、補助金の交付の決定をするものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、建築現場に長浜市産材使用の表示板（様式第3号）を設置するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附 則（令和元年7月1日告示第232号）

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日告示第137号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日告示第160号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日告示第192号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年4月1日告示第114号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日の前日までに交付決定を受けた補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

市産材使用材積	補助金額
2立方メートル以上5立方メートル未満	5万円
5立方メートル以上10立方メートル未満	10万円
10立方メートル以上15立方メートル未満	20万円
15立方メートル以上	30万円

様式第1号（第5条関係）

長浜市産材利用促進事業補助金交付申請書

年 月 日

長浜市長 あて

申請者 住所（所在地） 〒

（建築主）氏名（名称及び代表者名）

（※）

電話

（※）本人が署名しない場合は、記名押印してください。

次のとおり補助金の交付を受けたいので、長浜市産材利用促進事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

事業の概要

施工場所	
予定施工期間（着工～竣工）	年 月 日 ～ 年 月 日
建築物に市産材を組み込み予定日	年 月 日 予定
工務店等（請負者）	（住所）
	（名称）
長浜市産材の予定使用数量	m ³
補助金交付申請額	円

添付書類

- 1 建築基準法第6条第1項の規定により発行された建築確認済証の写し又は建築確認申請が必要でない建築物にあっては、同法第15条第1項の規定による建築物を建築しようとする旨の届出（同法施行規則第8条の規定による建築工事届け）の写し
- 2 同上申請に使用した図面（配置図、木材の位置を明示した各階平面図）の写し
- 3 建築請負契約書の写し
- 4 長浜市産材使用内訳書（様式第2号）

同 意 書

年 月 日

長浜市長 あて

長浜市産材利用促進事業補助金の交付の申請にあたって、私の長浜市税及び国民健康保険料（税）の納付状況及び住民基本台帳について、市長が関係部局に報告を求めることに同意します。

住 所

氏 名

(※)

生年月日

(※) 本人が署名しない場合は、記名押印してください。

納税状況確認	
確認日	完納 ・ 滞納

様式第3号（第8条関係）

長浜市産材を使用しています

この住宅等は、「長浜市産材利用促進事業」により長浜市産材を次のとおり使用して建築されています。

建 築 主	
工務店等（請負人）	
長浜市産材使用量	m ³

注 表示板の大きさは、日本産業規格 A 列 3 番とする。